防火管理者の資格要件である「学識経験者等」について

下記のいずれかの要件に該当する方は、防火管理上必要な「知識・技能」を有すると認められますので、防火管理講習の受講は不要となります。

なお、詳細については、防火管理者として選任される予定である防火対象物が存する市町村の消防本部（局）・消防署にお問い合わせください。

記

（１）市町村の消防職員で管理的又は監督的な職に１年以上あった者

（２）労働安全衛生法第 11 条第 1 項に規定する安全管理者として選任された者

（３）防火対象物点検資格者講習を修了し、免状の交付を受けている者

（４）危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者

（５）鉱山保安法第 22 条第 3 項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者

（６）国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1 年以上管理的又は監督的な職にあった者

（７）警察官又はこれに準ずる警察職員で、３年以上管理的又は監督的な職にあった者

（８）建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、1 年以上防火管理の実務経験を有する者

（９）市町村の消防団員で、３年以上管理的又は監督的な職にあった者